

福岡県公報

平成二十八年二月十九日
第三千七百六十九号
増刊 ①

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

目次

選挙管理委員会

- 政治団体の設立届 (市町村支援課) ……一
- 政治団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……一
- 政治団体の解散届 (市町村支援課) ……四
- 資金管理団体の指定届 (市町村支援課) ……五
- 資金管理団体の指定届届出事項の異動届 (市町村支援課) ……五
- 資金管理団体の指定取消届 (市町村支援課) ……五
- 人事委員会
 - 福岡県職員の退職管理に関する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……六
 - 営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……一六
 - 福岡県教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……一六
 - 福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事委員会事務局給与公平課) ……一六

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年二月十九日

福岡県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次の

(一) 政党の支部		(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部	
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党福岡県福岡市中央区第六支部	中島 正裕	原 啓介	福岡県福岡市中央区薬院一―二―三〇
(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）			
(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体			
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
秋田清美後援会	秋田 清美	秋田 清美	福岡県三井郡大刀洗町大字高樋 二七、七、二二 二四〇七―六八
岩谷きよし後援会	岩谷 潔	山下 和代	福岡県京都郡苅田町京町二―八 二七、七、三 一七 二F
田原むねのり後援会	内藤 慎吾	佐野 幸二	福岡県築上郡築上町大字越路一 二七、七、七 一七三―二
中尾ちえ後援会	中尾 千枝	中尾登美子	福岡県八女郡広川町新代一四四 二七、七、二三 九―一五
へい正隆後援会	屏 正隆	屏 知詠子	福岡県京都郡苅田町尾倉三四八 二七、七、二二 〇―三

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕〒812-0016 福岡市博多区博多駅南六丁目6番1号 株式会社ドミックスコーポレーション (電話 092-431-4061)

とおり公表する。

平成二十八年二月十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
維新の党衆議院福岡県第4選挙区支部	河野 正美	主たる事務所の所在地	福岡県糟屋郡篠栗町尾仲一三九一一	福岡県古賀市川原九九九一一	二七、七、一
公明党北九州総支部	二宮 眞盛	会計責任者の氏名	成重 正文	岡本 義之	二七、六、二六
公明党筑後支部	田中 正勝	主たる事務所の所在地	福岡県久留米市山本町豊田一〇四七	福岡県久留米市大善寺町宮本一五〇三一一二	二七、六、五
公明党筑紫支部	岩切 幹嘉	主たる事務所の所在地	福岡県春日市千歳町一〇九八一一	福岡県大野城市白木原三一一	二七、六、二六
公明党博多支部	大塚 勝利	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市東区みどりが丘一一八	福岡県福岡市博多区美野島三一五一一六〇八	二七、六、二六
公明党筑豊支部	藤 伸一	代表者の氏名	藤 伸一	川野 高實	二七、六、二六
		会計責任者の氏名	吉岡 恭利	田中 裕二	
		代表者の氏名	岩切 幹嘉	福山 保廣	
		会計責任者の氏名	白石 重成	岩切 幹嘉	
		代表者の氏名	大塚 勝利	高橋 雅成	
		会計責任者の氏名	西尾 耕治	大塚 勝利	

公明党福岡総支部	新開 昌彦	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市早良区曙二一一三五	福岡県福岡市博多区博多駅前四一三六一三二	二七、六、二六
		代表者の氏名	新開 昌彦	黒子秀勇樹	
		会計責任者の氏名	大石 修二	楠 正信	

自由民主党糸島支部	筒井 秀来	主たる事務所の所在地	福岡県糸島市前原東三一八一一三二二〇五号	福岡県糸島市波多江七一七一	二七、六、二九
		代表者の氏名	筒井 秀来	井上 朝生	
		会計責任者の氏名	浦 伊三夫	月形 祐二	

自由民主党春日市支部	中牟田伸二	会計責任者の氏名	岩瀨 穰	松尾 徳晴	二七、七、一
		代表者の氏名	柳原莊一郎	井本 邦彦	
		会計責任者の氏名	財津 友一	後藤 邦晴	

自由民主党福岡県電気通信職域支部	島野 修光	代表者の氏名	島野 修光	小手川雅人	二七、七、一
		代表者の氏名	島野 修光		

自由民主党福岡県陸運支部	永竿 哲哉	代表者の氏名	永竿 哲哉	原 洋	二七、七、一
		代表者の氏名	永竿 哲哉		

自由民主党福岡県第3区支部	藤田 一枝	主たる事務所の所在地	福岡県糸島市前原中央三一七一一	福岡県福岡市早良区飯倉三丁目一一二六	二七、七、一
		代表者の氏名	藤田 一枝		

民主党福岡県第6総支部	大久保 勉	代表者の氏名	古賀 敏久	中村 誠治	二七、六、一三
		代表者の氏名	古賀 敏久		

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
糸島薬剤師連盟	國武 雅弘	代表者の氏名	國武 雅弘	加崎 哲夫	二七、五、二四
かわの正美後援会	河野 正美	主たる事務所の所在地	福岡県糟屋郡篠栗町尾仲一三九	福岡県古賀市川原九九一―二	二七、七、一
北九州市医師連盟	下河邊智久	会計責任者の氏名	安藤 文彦	村上 吉博	二七、七、二九
久保田正之後援会	水摩 治政	代表者の氏名 会計責任者の氏名	水摩 治政 上堀内辰己	谷川 光明 久保田武彦	二七、四、一
じょうじま信幸後援会	城島 信幸	主たる事務所の所在地	福岡県田川郡糸田町三〇八一―五	福岡県田川郡糸田町二九八三一―二	二七、三、二
田中広明後援会	田中 広明	主たる事務所の所在地	福岡県久留米市津福本町一四九七―八フレンズ	福岡県三潞郡大木町大字大角一五六四―四K コーポ二〇三	二七、七、一
頭山しんたろう後援会	頭山晋太郎	会計責任者の氏名	頭山 祥	三萩 祥	二七、四、二
はらだ誠後援会	原田 誠	主たる事務所の所在地	福岡県田川市大字位登一五二九	福岡県田川市大字奈良二二五―六	二七、六、一
福岡県北九州・筑豊地区税理士政治連盟	田口 正章	会計責任者の氏名	末吉 勇	長野 熙	二七、六、一九
福岡県行政書士政治連盟	野田 昌利	代表者の氏名 会計責任者の氏名	野田 昌利 加藤 和雄	船越 信幸 平田 秀逸	二七、六、一四
福岡県歯科医師連盟飯塚支部	田中 敏治	会計責任者の氏名	田中 敏治	猪俣 卓也	二七、七、一
福岡県歯科医師連盟浮羽支部	佐藤敬一郎	代表者の氏名 会計責任者の氏名	佐藤敬一郎 白杵 源久	三浦 正明 古賀 聖敏	二七、七、一
福岡県歯科医師連盟大川三潞支部	堤 清之	代表者の氏名 会計責任者の氏名	堤 清之 渥美慎太郎	田中 照真 堤 清之	二七、七、一
福岡県歯科医師連盟小郡三井支部	牛嶋 眞徳	代表者の氏名	牛嶋 眞徳	佐藤 邦雄	二七、七、一
福岡県歯科医師連盟粕屋支部	住吉 輝雄	代表者の氏名 会計責任者の氏名	住吉 輝雄 植村 森	吉川 容 城戸 雅章	二七、七、一
福岡県歯科医師連盟久留米支部	首藤 俊介	会計責任者の氏名	吉田恭三郎	濱田 法康	二七、七、一
福岡県歯科医師連盟小倉支部	榎本 通典	代表者の氏名	榎本 通典	荒牧 利裕	二七、七、一
福岡県歯科医師連盟筑紫支部	魚住 明夫	代表者の氏名 会計責任者の氏名	魚住 明夫 財前 利彦	松崎 正誠 仲吉 信彦	二七、七、一
福岡県歯科医師連盟戸畑支部	柴原 修治	会計責任者の氏名	田中 徹	土肥 直史	二七、七、一
福岡県歯科医師連盟京都支部	井上 龍彦	代表者の氏名 会計責任者の氏名	井上 龍彦 吉武 裕司	石邊 節雄 本廣 晋	二七、七、一
福岡県歯科医師連盟門司支部	白石 悦郎	会計責任者の氏名	村岡 昌哉	井尾 尚	二七、七、一

福岡県歯科医 馬田 研一 会計責任者の 内山 秀樹 大坪 裕一 二七、七、一
 師連盟八女筑 後支部 氏名

福岡県歯科衛 安河内ひとみ 代表者の氏名 安河内ひとみ 佐馬野和子 二七、七、一
 生士連盟 み 氏名 会計責任者の 堀部 晴美 大久保昌子

福岡県筑後地 長谷 広信 代表者の氏名 長谷 広信 熊谷敬一郎 二七、七、一
 区税理士政治 氏名 会計責任者の 織田 冬彦 梶原加寿子

福岡市歯科医 熊澤 榮三 代表者の氏名 熊澤 榮三 下村 雅敏 二七、七、一
 師連盟 氏名 会計責任者の 有吉 誠 津田 勝則

ふじの哲司後 藤野 哲司 主たる事務所 福岡県福岡市東 福岡県福岡市東 二七、四、一五
 援会 氏名 所在地 区箱崎二一六 区箱崎二一六 一三

松尾よしみつ 村上 泉 主たる事務所 福岡県春日市小 福岡県春日市上 二七、五、一
 後援会 氏名 所在地 倉三一二二一 倉三一二二一 白水三十四八 二階

幸こうじ後援 幸 康司 主たる事務所 福岡県筑紫野市 福岡県筑紫野市 二七、五、一
 会 氏名 所在地 石崎一―二―一 針摺中央二―五 二アンセスタ筑 一―一〇 紫野六〇三号

福岡県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治
 団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年二月十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

みんなの党福岡市議会第8支部 大窪 浩章 二六、一一、三〇
 (二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

阿部友子後援会 阿部 友子 二七、七、一〇

いいの健二後援会 飯野 健二 二七、七、二一

いとう正後援会 伊藤 正 二六、三、三〇

うりのかをり後援会 瓜野かをり 二七、六、二二

尾田たくとお後援会 尾田 卓夫 二六、一一、三一

柿野まさき後援会 柿野 正喜 二七、七、一

かくだ恵一後援会 高木 俊之 二六、六、三〇

片岡文雄後援会 片岡 順子 二七、七、九

上岡孝生後援会 上岡 孝生 二七、六、二二

川辺敦子後援会 川辺 敦子 二七、六、二二

北富敬三後援会 瀧本 信一 二七、五、一〇

草場謙次後援会 草場 謙次 二七、三、一

香野信儀後援会 染原 保 二七、六、一

後藤百合子後援会 後藤百合子 二七、六、二二

つつみ久美子後援会 堤 久美子 二七、四、三〇

中村ひろみつ後援会 中村 博満 二七、四、一〇

西田陽子と町政を考える会 西田 陽子 二六、一一、一

福良会 飯野 健二 二七、七、二一

やすたけ研二後援会

安武 一明 二七、七、三

山田奉文後援会

黒田 浩二 二六、一〇、一〇

ゆぐち澄夫後援会

清本 國敬 二五、九、四

よこお千妙後援会

横尾 千妙 二七、六、二二

福岡県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年二月十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

中尾 千枝 広川町議会 中尾ちえ後援会 福岡県八女郡広川町新代一四四九 二七、七、二三 議員 一―五

福岡県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年二月十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

藤野 哲司 ふじの哲司後援会 主たる事務所 福岡県福岡市東 区箱崎二一六 二七、四、一五

幸 康司 幸こうじ後援会 主たる事務所 福岡県筑紫野市 区箱崎二一六 二七、四、一五

石崎 一 針摺中央二一五 二七、五、一

二アンセスタ筑 一―〇 紫野六〇三号

福岡県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年二月十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

(一) 法第十九条第三項第一号による届出 資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 取消年月日

伊藤 正 いたう正後援会 二六、三、三〇

瓜野かをり うりのかをり後援会 二七、六、二二

上岡 孝生 上岡孝生後援会 二七、六、二二

川辺 敦子 川辺敦子後援会 二七、六、二二

草場 謙次 草場謙次後援会 二七、三、一

後藤百合子 後藤百合子後援会 二七、六、二二

堤 久美子 つつみ久美子後援会 二七、四、三〇

中村 博満 中村ひろみつ後援会 二七、四、一〇

横尾 千妙 よこお千妙後援会 二七、六、二二

人事委員会

福岡県職員の退職管理に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年二月十九日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第二号

福岡県職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)**第三十八条**の二及び**第六十条**第四号から**第七号**まで並びに福岡県職員の退職管理に関する条例(平成二十七年福岡県条例第五十四号。以下「条例」という。)**第三条**の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。
(離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者)

第二条 法**第三十八条**の二第一項の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者(同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。)**が**離職前五年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員(同項に規定する役員をいう。以下同じ。)**が**属する執行機関の組織等(同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。)(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役員とする。

(子法人)

第三条 法**第三十八条**の二第一項の国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第六條の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等(法**第三十八条**の二第一項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)**が**株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することのできない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八

百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第四条 法**第三十八条**の二第二項の人事委員会規則で定める法人は、公立学校共済組合とする。

(退職手当通算予定職員)

第五条 法**第三十八条**の二第三項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に福岡県職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年福岡県条例第二十七号)の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第六条 法**第三十八条**の二第四項の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十八條第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、別表第一に掲げる職とする。
(内部組織の長の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者)

第七条 法**第三十八条**の二第四項の地方自治法**第五十八條**第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下この条において「内部組織の長の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた内部組織の長の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者)

第八条 法第三十八条の二第五項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第九条 法第三十八条の二第六項第一号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、第四条に掲げる法人並びに公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則(平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号)別表第一及び別表第二に掲げる法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第十条 法第三十八条の二第六項第二号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第十一条 法第三十八条の二第六項第六号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給を受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第十二条 法第三十八条の二第六項第六号の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 離職時の職
- 四 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称

五 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容

六 離職前五年間(再就職者が法第三十八条の二第四項に規定する職(同条第八項の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として第十四条で定めるものを含む。)に就いていた場合)に就いては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容

七 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職及びその職務内容

八 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の二第六項第六号の要求又は依頼の対象となる契約等事務(法第三十八条の二第一項に規定する契約等事務をいう。)

九 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の二第六項第六号の要求又は依頼の内容

十 その他参考となるべき事項

2 前項の申請書の様式は、様式第一号とする。

(再就職者による依頼等の届出)

第十三条 法第三十八条の二第七項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼(以下この条において「依頼等」という。)を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を人事委員会に提出して行うものとする。

- 一 氏名
 - 二 生年月日
 - 三 職
 - 四 依頼等をした再就職者の氏名
 - 五 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
 - 六 依頼等が行われた日時
 - 七 依頼等の内容
 - 2 前項の届出書の様式は、様式第二号とする。
 - (部長又は課長に相当する職)
- 第十四条** 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、別表第二に掲げる職とする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者)

第十五条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下この条において「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役員とする。

(離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者)

第十六条 法第六十条第四号の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第二条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第十七条 法第六十条第五号の地方自治法第五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、第六条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者)

第十八条 法第六十条第五号の地方自治法第五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第七条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者)

第十九条 法第六十条第六号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第八条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第二十条 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第十四条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者)

第二十一条 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第十五条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第二十二条 条例第三条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、別表第三の職員欄に掲げる職員が就いている職とする。

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第二十三条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- 二 法第三条第二項に規定する一般職である職に福岡県において任用された場合
- 三 法第三条第三項第一号、第一号の二又は第三号に掲げる職に福岡県において任用された場合

- 四 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であつて、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた日から起算して一年間につき、百三万円以下の報酬を得る場合

(任命権者への再就職の届出)

第二十四条 条例第三条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を離職した職又はこれに相当する職の任命権者に提出して行うものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日

- 三 離職時の職
- 四 離職日
- 五 再就職日
- 六 再就職先の名称
- 七 再就職先の業務内容
- 八 再就職先における地位

2 前項の届出書の様式は、様式第三号とする。

(補則)

第二十五条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第一（第六条関係）

知事部局	組	職
	本 庁	
技監	會計管理局长	職
	局長	
企業局	警察本部	土木審議監 會計管理者 秘書室長
公安委員会	本 庁	事務局長
教育委員会	本 庁	事務局長
労働委員会	事務局	事務局長
監査委員	事務局	事務局長
人事委員会	事務局	事務局長
議 会	事務局	事務局長

別表第二（第十四条関係）

企業局	公安委員会	課長
	警察本部	
本 庁	本 庁	副部長 統括参事官 監察官室長 参事官 監察官 課長
教育委員会	本 庁	課長 副理事
労働委員会	事務局	理事 部長 課長
監査委員	事務局	事務局長次長 副理事 課長 室長
人事委員会	事務局	事務局長次長 副理事 課長
議 会	事務局	理事 事務局長次長 法務監 副理事 課長 室長

別表第三（第二十二條関係）

給料表	職 員
行政職給料表	職務の級七級以上の職員及び六級の職員（管理職手当の区分三種、四種及び五種の職員に限る。）
医療職給料表(一)	職務の級四級の職員及び三級の職員（管理職手当の区分三種及び四種の職員に限る。）
医療職給料表(二)	職務の級七級以上の職員及び六級の職員（管理職手当の区分三種、四種及び五種の職員に限る。）
医療職給料表(三)	職務の級六級の職員（管理職手当の区分五種の職員に限る。）
研究職給料表	職務の級五級の職員及び四級の職員（管理職手当の区分三種及び四種の職員に限る。）
教育職給料表(一)	職務の級四級の職員（管理職手当の区分四種及び五種の職員に限る。）
教育職給料表(二)	職務の級八級以上の職員及び七級の職員（管理職手当の区分三種の職員に限る。）

備考

- 一 この表中「行政職給料表」とは、福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第四十一号。以下「県職員給与条例」という。）第六条第一項第一号、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第五十一号。以下「学校職員給与条例」という。）第六条第一項第二号及び福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第五十号。以下「警察職員給与条例」という。）第六条第一項第二号の行政職給料表並びに福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程（昭和三十一年福岡県企業局管理規程第一号。以下「企業職員給与規程」という。）第二条第一号の企業職給料表(一)をいう。
- 二 この表中「医療職給料表(一)」とは、県職員給与条例第六条第一項第二号イの医療職給料表(一)をいう。
- 三 この表中「医療職給料表(二)」とは、県職員給与条例第六条第一項第二号ロ、学校職員給与条例第六条第一項第三号及び警察職員給与条例第六条第一項第三号イの医療職給料表(二)をいう。
- 四 この表中「医療職給料表(三)」とは、県職員給与条例第六条第一項第二号ハ及び

- 警察職員給与条例第六条第一項第三号ロの医療職給料表(三)をいう。
- 五 この表中「研究職給料表」とは、県職員給与条例第六条第一項第三号及び警察職員給与条例第六条第一項第四号の研究職給料表をいう。
- 六 この表中「教育職給料表(一)」とは、学校職員給与条例第六条第一項第一号イの教育職給料表(一)をいう。
- 七 この表中「教育職給料表(二)」とは、学校職員給与条例第六条第一項第一号ロの教育職給料表(二)をいう。
- 八 この表中「公安職給料表」とは、警察職員給与条例第六条第一項第一号の公安職給料表をいう。
- 九 この表中「管理職手当の区分」とは、福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）第二条第二項及び企業職員給与規程第十一条第一項の管理職手当の区分をいう。

様式第 1 号 (第 12 条関係)

再就職者による依頼等の承認申請書

平成 年 月 日

任命権者 殿

地方公務員法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の規定に基づき、次のとおり承認を申請します。

1 申請者

(ふりがな) () 氏 名 ㊟	生年月日 昭・平 年 月 日生
勤務先 (営利企業等) の名称	勤務先における地位 (役職等)
連絡先 TEL (- -) FAX (- -)	
勤務先 (営利企業等) の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離職日	平成 年 月 日	離職時の職
離職前 5 年間 (※) の在職状況等	所属・職	在職期間
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

※ 申請者の在職状況等について、在職期間が新しい順に記載すること。

地方公務員法第 38 条の 2 第 4 項又は第 8 項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏 名（ふりがな） ()	
所属	職
職務内容	

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道水の供給を受ける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;">職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度</div>
<input type="checkbox"/> 上記の 2 項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

任命権者記入欄	
受理番号	
処理結果区分 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 却下 (承認を必要としない)	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日 平成 年 月 日

様式第 2 号 (第 13 条関係)

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

平成 年 月 日

福岡県人事委員会委員長 殿

地方公務員法第 38 条の 2 第 7 項の規定に基づき、次のとおり届出をします。

1 届出者

(ふりがな) () 氏 名 印	生年月日 昭・平 年 月 日生
所属	職

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) () 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 平成 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位 (役職等)
離職時の所属	離職時の職

3 要求又は依頼の内容

--

様式第 3 号 (第 24 条関係)

管理又は監督の地位にあった者が再就職した場合の届出書

平成 年 月 日

任 命 権 者 殿

福岡県職員の退職管理に関する条例第 3 条の規定に基づき、次のとおり届出をします。

1 届出者

(ふりがな) () 氏 名 印	生年月日 昭・平 年 月 日生
住所	電話番号
離職時の所属及び職	離職日 平成 年 月 日

2 再就職の状況

再 就 職 日	平成 年 月 日
再 就 職 先 の 名 称	
再 就 職 先 の 住 所	
再就職先の業務内容	
再就職先における地位	

受付年月日

--

。 営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年二月十九日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第三号

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

。 営利企業等の従事制限に関する規則（昭和五十一年福岡県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第二条中「法第三十八条第一項の許可」を「法第三十八条第一項に規定する許可」に

、「一に該当するときは、同項の許可をしてはならない」を「いずれにも該当しない場合に限り、許可をすることができる」に改め、同条各号中「認められるとき。」を「認められる場合」に改め、同条を第三条とする。

第一条の見出しを「（従事することを制限される地位）」に改め、同条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条第一項の人事委員会が定める地位」を「法第三十八条第一項に規定する人事委員会規則で定める地位」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（趣旨）

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の規定に基づき、営利企業への従事等の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年二月十九日

福岡県人事委員会規則第四号

福岡県教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

。 福岡県教育長の営利企業等の従事制限に関する規則（平成二十七年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則

。 本則中「営利企業等の従事制限に関する規則」を「営利企業への従事等の制限に関する規則」に、「第一条」を「第二条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県人事委員会訓令第一号

事 務 局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年二月十九日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

。 福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第六項中「営利企業等の従事制限に関する規則」を「営利企業への従事等の制限に関する規則」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行